



中華人民共和國環境保護税法

中国ニュースレター / 2018年3月

1. 2018年1月1日施行「中華人民共和國環境保護税」の申告期限は4月18日

「中華人民共和國環境保護税法（原文：中華人民共和國環境保護税法）」は、2018年1月1日より施行されました。同法は、企業に汚染物質（大気汚染物質、水汚染物質、固定廃棄物、騒音）の排出量に応じて、環境保護税を申告納付することを義務付けており、環境保護税は毎月計算し、毎四半期終了後から15日以内に申告し納税しなくてはなりません。（同法第18条、第19条）

同法の施行により2018年4月18日が施行後最初の申告期限になりますので（法定期限は15日、4月18日は祝祭日に伴う延長処置）、お忘れなきようご注意ください。

全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.zhb.gov.cn/gzfw_13107/zcfg/fl/201704/t20170417_411610.shtml

環境保護税の申告書は次のサイトのリンクでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3272974/content.html>

また「中華人民共和國環境保護税法实施条例（原文：中華人民共和國環境保護税法实施条例）」も公布されておりますので、併せてご確認ください。全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/30/content_5251797.htm

同法により2017年まで環境保護部門から徴収されていた汚染物排出費は廃止され、環境保護部門が汚染物質の排出許可やモニタリング、行政処分などを行い、税務機関が環境保護税の徴収を行い、双方でその情報を共有する体制に変更されました。（第15条）また納税者が汚染物質の排出を基準以下にすると減税措置が適用されるようになりました。（第13条）本制度により環境保護に対する企業努力が促されることが期待されます。

2. 税務申告の申告期限に関する通知

税務申告の申告期限につき、今年度の申告納税期限は次のとおりになります。

关于明确2018年度申报纳税期限的通知

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2988743/content.html>

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp